

**捜査協力の強化及び 1995 年 10 月 25 日の刑事裁判手続に関する
日米合同委員会合意の円滑な運用の促進のための措置に
関する日米合同委員会合意**

1 . 日本国の当局は、裁判権を行使する権利が競合する犯罪に関する日本国の当局と合衆国の軍当局との間の捜査協力を強化するための措置として、以下の場合に、要請に基づき、合衆国軍司令部の代表者が被疑者の取調べに同席することを認める。

(1) 日本国の当局が、1995 年 10 月 25 日の刑事裁判手続に関する日米合同委員会合意 (以下「1995 年合同委員会合意」という。) に基づく被疑者の起訴前の拘禁の移転を日本国が要請する可能性があることを認める場合

(2) 1995 年合同委員会合意に基づき、日本国に対し被疑者の起訴前の拘禁の移転が行われた場合

2 . 合衆国の軍当局は、1 にいう犯罪についての捜査を行う権限を有する者を 1 にいう合衆国軍司令部の代表者として指名し、その指名につき日本国の当局に通報する。